

早稲田大学
博士学位申請論文

オーストラリア・クイーンズランド州の教員養成に関する研究

ー多様性に対応するための資質・能力の形成を中心にー

論文概要書

早稲田大学大学院教育学研究科
博士後期課程 教育基礎学専攻

本柳 とみ子

1. 問題の所在と研究の目的

本研究の目的は、多民族国家オーストラリアの学校教育において、教員が生徒の多様性 (diversity) に対応した教育活動を実施して、公正 (equity) を実現するためには、いかなる資質・能力が必要とされ、それが養成段階でどのように形成されているかを明らかにすることにある。

世界では国境を越えた人の移動が活発になり、多様な文化的背景を有する人々がともに暮らす社会が広がっている。また、情報通信技術の発達などによって社会の構造が大きく変化し、多様性は文化や言語をはじめとして、社会的、経済的、地理的側面などにおいても顕在化し、複雑になっている。その結果、学校における生徒の背景も多様化しており、教員には多様性に対応できる資質・能力が必要とされている。生徒が社会で生きていくためには学業を達成することが重要であり、それはすべての子どもについて平等に実現されなければならない。そのためには、生徒の多様な背景や能力、教育的ニーズに適切に対応し、様々な面で不利益を受けている生徒も学業を達成することができるよう、社会的に公正な教育活動を行う必要がある。そのための方途として推進されているのが多文化教育やインクルーシブ教育であり、オーストラリアはこれらを積極的に実施して不公正の是正に取り組んでいる国のひとつである。

オーストラリアが社会的公正 (social justice / social equity) を重視する背景には国是としての多文化主義がある。オーストラリアは 1970 年代に多文化主義を採用しており、すべてのオーストラリア人は文化的・言語的背景に関わりなく、処遇と機会において平等な権利を有し、いかなる要素も差別の理由としてはならないとしている。すなわち、社会における公正の実現は多文化主義が目指す最重要課題のひとつである。そして、公正を実現するためには、移民などがもたらす文化的・言語的多様性への対応が不可欠だと認識されている。なお、公正は学校教育においても実現する必要がある。それゆえ、オーストラリアの学校では、文化的・言語的背景により不利益な立場にある生徒の不公正を是正するとともに、すべての生徒に対して多文化の価値を醸成する多文化教育を積極的に実施してきた。また、近年は複雑化する多様性の中で社会的公正をさらに推進するため、文化や言語以外の要素も多様性の重要な側面として包摂し、個々の教育的ニーズに対応するインクルーシブ教育を推進している。このように多様性を重視して教育活動を実施しているオーストラリアの事例は、日本をはじめとして生徒の多様化が進む他の国や地域の学校教育に多

くの示唆を与えると考える。

なお、日本ではこれまで多様性に焦点を当てて教育が論じられることが少なく、研究もほとんど行われてこなかった。しかし、近年は生徒の多様化に伴って研究が徐々に広がり始めており、多様性に対応できる教員の養成についても研究がなされるようになってきている。その中で、諸外国の事例が取り上げられることも少なくないが、多民族国家であるオーストラリアに関しては、民族的多様性や言語的多様性に着目されることが多い。また、教員養成に関してはオーストラリアを研究対象とするものはほとんどない。

その一方で、オーストラリアやアメリカなど文化的・言語的多様性が顕著な国では、多様性に焦点を当てた研究は多く、特に、多文化教育の分野での研究はさかんに行われている。また、多様性に対応できる教員の養成についても知見が蓄積されている。さらに、近年は、障害などの幅広い要素に起因する教育的ニーズに対応するインクルーシブ教育についても研究が増えている。しかし、インクルーシブ教育はその歴史的経緯から障害に対応する教育として捉えられることが多く、多様性の要素が幅広く捉えられたとしても、各要素が断片的に扱われることが少なくない。また、多様性への対応を社会的公正の枠組み吟味し、社会的公正の視点から教員養成カリキュラムを検討し、その特質を明らかにする研究も十分に行われているとは言えない。

こうした中で、学校教育の流れが多文化教育からインクルーシブ教育へと変わり、文化や言語を含めた様々な要素を包摂して多様性に対応しようとしているオーストラリアに着目し、教員の資質・能力の形成について検討する本研究は、多様性に関わる研究に新たな視点をもたらすのではないかと考える。また、教員養成カリキュラムを社会的公正の視点から検討し、批判的に評価する研究にも独自性を見出すことができるであろう。さらに、日本ではこれまで目が向けられていなかったオーストラリアの教員養成を研究対象とすることによって、研究が蓄積されている欧米とは異なる文脈で新たな知見を得る可能性がある。

2. 研究の方法

本研究では、社会的公正が学校教育の目指すべき理念であり、これを実現するには多様性への対応が不可欠であるという考えに基づいて、以下の3点を研究課題として設定した。第1は、オーストラリアにおいて社会の多様性が顕在化する中で、学校教育における生徒

の多様な背景や教育的ニーズに対応し、社会的公正を実現するために、教員にはどのような資質・能力が必要とされているかを明らかにすることである。第 2 は、それらの資質・能力が養成段階ではいかなるカリキュラムによって形成されているかを分析し、その枠組みを明らかにすることである。第 3 は、カリキュラムを社会的公正の視点から批判的に評価し、意義と課題を明らかにすることである。

なお、オーストラリアは連邦制の国家であり、学校教育および教員に関しては各州および直轄区が管轄し、それぞれに制度が異なる。それゆえ、いずれかの州に焦点を当てて検討する必要があると考え、本研究では多様性の要素を包括的に捉えて、インクルーシブ教育を推進しているクイーンズランド州を事例として検討することとする。また、上記の課題を解明するために、第 1 と第 2 の課題についてはそれぞれ以下の問いを設定し、各問いに応答するかたちで論を進めている。第 1 の課題に対しては、①クイーンズランド州の学校教育では、生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応するために、どのような政策が策定されているか、②政策では教員にどのような資質・能力が求められているか、③政策で求められている教員の資質・能力は実践ではいかなる場面で必要とされているかという 3 つの問いを設定した。また、第 2 の課題に対しては、①クイーンズランド州の教員養成はどのような制度の下で行われているか、②教員養成カリキュラムはいかなる枠組みで構成されているか、③教員養成カリキュラムには多様性の要素がどのように組み込まれ、カリキュラムにはいかなる特質が見られるかという 3 つの問いを設定した。

カリキュラムについてはクイーンズランド州の複数の大学を事例とし、それぞれのカリキュラムの構成と履修内容を比較して、検討した。比較教育学においては、従来から行われている国を越えたマクロな比較と並んで、近年は同一国内の異なる地域や教育機関などを単位とするミクロな比較の有効性も指摘されている。教員養成に関しても、世界的な動向を明らかにする研究や他国の事例を検討して示唆を得ようとする研究、国家間の比較によって相互に示唆を得ようとする研究とともに、国内の複数の地域や大学に焦点を当てた研究も有効だと考える。大学には独自の理念があり、学生や教員の特性、立地条件や歴史的背景などにも違いがあり、そうした違いがカリキュラムにも反映していると考えられるからである。

3. 論文の構成

本研究は2つの柱から成り、序章と終章を含め、全7章から構成される。第1の柱は、学校教育において生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応し、公正を実現するために必要とされる教員の資質・能力であり、第1章と第2章でこれを論じている。第2の柱は、クイーンズランド州の教員養成における資質・能力の形成であり、第3章から第5章でこれを論じている。論文全体の構成は以下の通りである。

序章 研究の目的と方法

第1節 問題の所在と研究の目的

第2節 先行研究の批判的考察

第3節 本研究の枠組み

第4節 本論文の構成

第1章 多様性に向けた教育政策と教員の資質・能力

第1節 社会の多様性と学校教育

第2節 多様性に向けた教育政策と教員の資質・能力

第3節 教員の資質・能力とその形成

第4節 政策で求められる教員の資質・能力

第2章 多様性に対応した実践と教員の資質・能力

第1節 クイーンズランド州の学校教育

第2節 州の教育改革と学校教育

第3節 州立学校における実践と教員の資質・能力

第4節 実践において必要とされる教員の資質・能力

第3章 クイーンズランド州の教員養成制度

第1節 教員養成の歴史的変遷

第2節 クイーンズランド州の教員養成・登録・採用・研修制度

第3節 クイーンズランド州における教員養成制度の特質

第4章 中等教員養成カリキュラムの構成

第1節 1980年代から1990年代の中等教員養成カリキュラム

第2節 2009年度の中等教員養成カリキュラム

第3節 カリキュラムの枠組み

第4節 カリキュラムの構成

第5章 多様性の視点から見た中等教員養成カリキュラム

第1節 カリキュラムにおける履修内容の変容

第2節 「教職専門性スタンダード」における多様性の視点

第3節 2009年度のカリキュラムにおける履修内容

第4節 多様性の視点から見たカリキュラムの意義と課題

終章 結論と研究の意義・課題

第1節 本研究の目的と概要

第2節 結論

第3節 研究の意義

第4節 今後の課題と展望

4. 研究の概要

以下、本論文の概要を章ごとに示す。

序章 研究の目的と方法

序章では、問題の所在と研究の目的を示し、先行研究を批判的に検討することによって、研究で得られた知見と残された課題を整理した。さらに、本研究の枠組みと方法、構成について説明した。

第1章 多様性に向けた教育政策と教員の資質・能力

第1章では、クイーンズランド州の学校教育における生徒の多様性と教員の資質・能力について政策面から検討した。まず、クイーンズランド州の社会において多様性がいかなる側面で顕在化し、学校教育にどのような影響を及ぼしているかについて分析した。その結果、社会の多様性は言語や文化、経済など幅広い分野で顕在化し、複雑になっていることを確認した。そして、多様性は学校教育にも色濃く反映し、生徒の背景には文化や言語、宗教、信条、価値、ジェンダー、社会経済的状況、学習能力や居住地など様々な要素が複合化しており、教育的ニーズも重層化し、教員にはこれまでとは異なる対応が求められて

いることが明らかになった。

次に、多様性に向けてどのような政策が策定されているかを、連邦および州レベルのいずれについても検討し、以下を明らかにした。1970年代から1980年代にかけては、移民がもたらす文化や言語を尊重し、これを国家の財産として活用する多文化主義の理念を反映して、学校では連邦政府の主導による多文化教育プログラムが積極的に実施された。しかし、1980年代半ば以降は多文化教育の主導が州に移り、それに伴って、クイーンズランド州では多文化教育の要素である文化や言語がインクルーシブ教育に組み込まれるようになっていく。そして、集団から個人に焦点を当てて、社会的公正を実現しようとする傾向が強まっている。

本章ではさらに、多様性に対応するための教員の資質・能力が、養成段階でどの程度修得されているのかを把握するために、各種調査の結果を分析した。その結果、教員養成プログラムには有効性が見出される一方で、多様性に関しては、障害のある生徒のインクルージョン、特別な教育的ニーズを有する生徒の指導、態度や行動の指導、保護者とのコミュニケーションに関する履修が不十分であるなどの課題が明らかになった。そこで、これらの課題への対応を含めて、多様性に向けてどのような政策が実施されているかを検討した。その結果、連邦レベルでは政策面の全国的統一性と教員の資質向上が重要な課題とされており、「教職専門性スタンダード」の全国的なフレームワークを作成するなど、教員の資質・能力の基準に関する全国的統一に向けた動きがあること、また、教員研修に多額の予算を投入し、教員の資質・能力の向上に力点を置いていることを確認した。一方、クイーンズランド州では1990年代以降教員養成においても社会的公正が重視されるようになり、州政府の推し進めるインクルーシブ教育と連動して、教員には生徒の多様な教育的ニーズに対応できる資質・能力が求められ、教員養成の分野でもそのための改革が実施されていることを確認した。そして、主要な政策を多様性の視点から分析すると、政策に示される教員の資質・能力には共通する面が多いことが明らかになり、それらを州の教員に求められる資質・能力として提示した。

第2章 多様性に対応した実践と教員の資質・能力

第2章では、クイーンズランド州の学校教育制度について整理したあと、州政府が実施している教育改革の動向を分析し、改革によって学校教育にどのような変化が見られるかを明らかにした。また、州政府が多様性をどのように捉えているかについても分析を行い、

学校における多様性への対応を実践事例を取り上げて検討した。

教育改革は、科学技術の発展を目指す州政府の大規模な改革の一部であり、特に、理数系の重視、リテラシーやニューメラシーなどの基礎学力の向上、第 12 学年の残留率や修了率の向上が重要課題とされ、多様性に対応することはこれらを向上させるためには不可欠だと認識されている。そして、こうした改革の流れを受けて学校教育も変革が強く求められており、新たな政策や法律が次々に施行されている。また、社会的公正の実現に向けてインクルーシブ教育が奨励され、そのためのカリキュラムや教授法が開発されて、教員にもそれらを実践できる資質・能力が必要とされている。

さらに、本章ではこうした改革が学校現場でどのように実施され、多様性に対していかなる対応がなされているかについて事例を通して検討した。その結果、政策において求められている教員の資質・能力は、実践においても様々な場面で必要とされており、政策と実践には整合性が見られることを確認した。

第 3 章 クイーンズランド州の教員養成制度

第 3 章では、州における教員養成の歴史的流れを確認したあと、教員養成に関連する諸制度を個別に検討し、それぞれの特質を明らかにした。さらに、各制度と教員養成との関係に焦点を当てながら制度の全体像を明らかにし、制度全般に多様性の視点がどのように見られるかについても分析した。

まず、教員養成制度を歴史的に考察すると、オーストラリアの教員養成が宗主国である英国の影響を強く受けながら時代の変化に対応し、独自の制度を確立してきたことが確認できる。そして、教員養成では学校現場と連携して実践力の育成を重視していること、女子学生が多数を占めていること、理論と実践の融合を目指す努力が常になされていること、多様なプログラムが実施されていることなどに特徴が見られる。また、教員養成が大学で実施されるようになったことにより、教員のほとんどが都市部で養成され、地方、特に遠隔地出身の教員が極めて少ないという不均衡が生じている。そして、このことが遠隔地で教員不足を招き、地理的条件による生徒の不利益を生じさせていることも明らかになった。

次に、教員養成・登録・採用・研修の各制度を個別に検討し、制度の全体像を明らかにした。教員養成制度については、大学の教育学部が教員養成機関としての機能を果たし、学術的な理論を修得するとともに、教職に就いてすぐに教育現場で役立てられる実践力の

修得に力点を置いていること、多様なプログラムが設定され、履修方法も多様であることが明らかになった。また、教員養成プログラムの認定制度により教員養成の質が保証されていること、「教職専門性スタンダード」が教員養成の成果目標としての機能を果たし、プログラムの向上を促進させていること、関係機関が協力してプログラムを開発する協働体制が構築されていることも明らかになった。教員登録制度については、制度導入の経緯、登録の目的と方法などを検討し、教員登録制度によって教員養成プログラムとその修了生の質の保証が目指されていること、新規に登録する教員だけでなく、教職に就いているすべての教員の資質・能力を保証し、不適格な教員の存在を認めないこと、教職の専門性を確立しようとしていること、教員の資質・能力についての全国的な統一を目指していることを確認した。教員採用制度については、採用のための審査が養成内容を踏まえて行われていること、学校現場と連携した採用が行われていること、公平性と透明性が重視されていることを明らかにした。さらに、教員研修制度については学校現場のニーズに合った研修が実施されていること、現職研修が養成教育と一貫して行われていること、研修の「結果」が重視されていること、研修権が保障され、多様な研修への参加が可能であることを確認した。また、制度全体を総合的に検討すると、教員の養成、登録、採用、研修の各制度が有機的に結びつき、教員の資質・能力が各職能段階を通して一貫して形成されていることが確認できる。

本章ではこれらの制度を多様性の視点からも検討し、いずれの大学のプログラムでも多様性が重視されていることや、多様な背景を有する教員が登録できるような対策が講じられていることを明らかにした。また、採用のための審査では多様性に対応できる資質・能力が重視されていること、現職教員がニーズに応じた研修に参加できる体制が整備されており、教職に就いたあとも多様性に対応するために必要な力量の形成が幅広く行われていることも明らかにした。

第4章 中等教員養成カリキュラムの構成

第4章では、クイーンズランド州における中等教員養成カリキュラムの構成について検討した。まず、1980年代から1990年代のカリキュラムを年度別に考察し、オーストラリアが1970年代に多文化主義を採用して以降、カリキュラムの構成がどのように変容していったかを検討した。その結果、教員養成機関が教員養成カレッジから高等教育カレッジ、さらに大学へと移行し、その中で社会の変化に対応しながらカリキュラムの構成が徐々に

変化していることが明らかになった。たとえば、養成の期間、教育実習の実施時期やカリキュラムにおける位置付け、設置科目、履修内容などに変化が見られる。

次に、州内の3つの大学で現在実施されているカリキュラムを分析し、それぞれがどのように構成されているかを検討した。事例としたのは、州都ブリスベンにあるクイーンズランド工科大学(Queensland University of Technology)とグリフィス大学(Griffith University)、州北部の地方都市にあるジェームズ・クック大学(James Cook University)である。各大学は、歴史的背景、立地条件、規模、学生の属性などに違いがあり、教員養成にも大学の特性が反映されている。そこで、3つの大学のカリキュラムを比較してカリキュラムの類似点と相違点を明らかにした。また、多様性に向けた教育政策が教員養成の実践にどのように反映しているかについても分析した。

カリキュラムの構成に関する分析結果をふまえて、第4章ではさらにクイーンズランド州における中等教員養成カリキュラムを規定する要因を確認し、主たる要因である「教職専門性スタンダード」がカリキュラムにおいて果たす機能、科目の履修分野、教育実習の実施方法など、カリキュラムの構成を明らかにする上で検討が必要な項目を個別に吟味し、カリキュラムの枠組みを確認した。その上で、州における中等教員養成カリキュラムの構成を明らかにした。

第5章 多様性の視点から見た中等教員養成カリキュラム

第5章では、履修内容に焦点を当ててカリキュラムを検討した。方法としては、第4章で取り上げた1980年代から1990年代および2009年度の中等教員養成カリキュラムにおける教職専門科目の履修内容を多様性の視点から考察し、履修内容が時代とともにどう変化していったかを分析した。

1980年代から1990年代の履修内容を考察すると、1980年代は多文化教育からのアプローチが主流であり、文化的・言語的多様性に焦点が当てられることが多かったが、その後は文化や言語だけでなく、様々な要素を包摂するインクルーシブ教育に焦点が移り、教育的ニーズへの対応に重点が移行していることが明らかになった。また、集団よりも個人に焦点を当てて社会的公正の実現が目指されている。さらに、多様性の要素が複数の科目に組み込まれ、カリキュラム全体でこれを扱う「統合アプローチ」の傾向が強まっている。

また、第4章で取り上げた3つの大学の2009年度の履修内容を個別に検討すると、以下のことが明らかになる。まず、「教職専門性スタンダード」に組み込まれた多様性の要

素が教員養成の成果目標としてカリキュラム全体に浸透し、養成課程全体を通してスタンダードに示される多様性への対応能力の形成が行われている。次に、多様性をテーマとする科目を中心としながら、その他の科目にも多様性の要素を組み込む「統合アプローチ」により、生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応するために必要な資質・能力が全科目を通して多面的に修得されるようなカリキュラムとなっている。また、系統のかつ一貫性を持った科目配列により、資質・能力が段階的かつ確実に形成されるようなカリキュラムである。さらに、教育実習をカリキュラムの中心に配置することにより、多様性に関しても理論と実践の融合を目指している。

終章 結論と研究の意義・課題

終章では、研究全体を総括するとともに、研究で明らかになった知見を総合的に提示し、3つの研究課題について論じながら結論を導いていった。

結論の第1としては、社会の多様性が複雑化する中でクイーンズランド州の教員に求められる多様性への対応能力を、理論、政策、実践の3方向から分析して、以下を明らかにした。まず、学校教育においては、文化的・言語的に多様な集団の教育的不利益を是正するとともに、すべての生徒に対して多文化の価値を醸成する多文化教育から、どのような条件を有する生徒もすべて学校教育に包摂し、多様な背景や教育的ニーズに対応して学業の達成を促すインクルーシブ教育に焦点が移行している。次に、政策では教員にも多様性に対応できる資質・能力が求められており、以下がいずれの政策にも共通する資質・能力として示されている。①すべての生徒に対して高い期待を持ち、肯定的態度を示すこと。②生徒の多様な背景や教育的ニーズを的確に把握し、ニーズに応じた指導を行うこと。③教育的ニーズに対応できるインクルーシブなカリキュラムを構成し、それを効果的に実施すること。④他の教職員、保護者、地域、外部の関係機関との協働体制を構築し、連携して教育活動を行うこと。⑤自らに課せられた職務を、倫理に則り、責任をもって遂行すること。さらに、これらの資質・能力が実践ではどのような場面で必要とされているかについて事例を通して検討した結果、これらは実践においても幅広い分野で必要とされていることが確認できた。

なお、これらの資質・能力はクイーンズランド州の教員に限定されるものでもなければ、多様性に対応するためだけに必要とされるものでもなく、多様化が進むどのような社会においても必須の資質・能力であることも明らかになった。換言すれば、多様性はいつの時

代にも見られ、時や場所に関わりなく教員には適切な対応が必要だということである。ただし、社会の変化に伴って多様性の内実は変化する。それゆえ、教員は変化を敏感に捉え、変化に対応できる能力が必要だと言えよう。

結論の第 2 としては、多様性に対応するための資質・能力が養成段階ではどのように形成されているかについて、制度と実践の両面から明らかにした。まず、教員養成制度は教員の登録、採用、研修制度と密接に結びつき、教員の資質・能力の形成が各職能段階を通して継続的に実施されているとともに、制度が相互に結合し、一体化して教員の資質・能力の形成を図っている。また、「教職専門性スタンダード」が州における教員養成の理念を示しており、新任教員に求められる最低限の資質・能力を示すものであることが関係者の間で共通に認識され、各制度で共有されている。そして、「教職専門性スタンダード」には多様性の要素も組み込まれていることから、多様性は制度全体で幅広く重視されている。

実践面では、教員養成の歴史的背景をふまえてカリキュラムの構成と履修内容について検討し、それぞれの特質を明らかにした。まず、構成については以下の特質を明らかにした。第 1 に、「教職専門性スタンダード」が養成の成果目標となっており、学生がスタンダードの達成を目指して各科目を履修するようにカリキュラムが構成されている。ただし、カリキュラムをどのように構成するかについては大学の自律性が尊重されているため、それぞれのカリキュラムには類似性とともにも独自性が見られる。第 2 に、履修科目が系統的かつ一貫性を持って配列され、必要とされる資質・能力が段階的かつ確実に修得できるようなカリキュラムの構成を目指している。第 3 に、教育実習がカリキュラムの中心に位置づけられ、実習を媒介として理論と実践の往還をめざすカリキュラムの構成となっている。次に、多様性の視点から履修内容を分析すると、特質として以下の 4 点が明らかになる。第 1 に、「教職専門性スタンダード」に組み込まれた多様性への対応能力が養成の成果目標としてカリキュラム全体に浸透し、履修を進めながら多様性への対応能力が徐々に形成されていくようなカリキュラムである。第 2 に、教職専門科目の中には多様性を主要なテーマとする科目が 1 科目以上必ず設定されているとともに、その他の科目にも多様性や社会的公正の要素が幅広く組み込まれる「統合アプローチ」により、多様性に対応するために必要な幅広い資質・能力が全科目を通して網羅的に形成されるようなカリキュラムである。第 3 に、体系的かつ一貫性のある科目配列により、多様性に関して必要な知識と実践力が段階的かつ確実に修得されるようなカリキュラムである。第 4 に、教育実習をカリキュラムの中心に配置することによって、多様性に関しても理論と実践の融

合を目指している。なお、教育実習では大学と実習校の連携が特に重視されており、連携によって多様な実習場면을体験することが可能となっている。その結果、学生が自らの経験の中で「当然のもの」と考えてきたことに対する批判的省察が促され、視野を広げることができると考えられている。多様性の概念は差別や偏見、先入観などを孕みやすいため、実践の批判的省察は必須であり、多様な実習によって批判的省察が促されると考えられている。

結論の第3としては、教員養成カリキュラムを社会的公正の視点から評価し、その意義と課題を明らかにした。評価は、①カリキュラムの構成、②履修科目の設定と履修内容、③教育実習の内容と実施方法、④教授法、⑤学生の評価の5項目について行った。さらに、評価結果から得られる日本への示唆を以下のように示した。まず、本研究で明らかになった教員の資質・能力は、他の国や地域の教員にも必要とされると考えられることから、これらの資質・能力を含めた「教職専門性スタンダード」を全国レベルで作成し、スタンダードを基盤とする教員養成を全国的に実施することである。次に、各大学ではスタンダードを成果目標とするカリキュラムを構成し、これを効果的に実施する方法を研究することである。さらに、教員の資質・能力が各職能段階を通して継続的に形成されるように、教員の養成、採用、研修の一貫性をこれまで以上に強化することである。最後に、教員自身が多様性に対する自らの感覚を主体的に研ぎ澄ます努力をすることである。

なお、本研究では、多様性を生徒の多様な背景から顕在化する「差異」と捉え、「差異」が派生する背景に社会経済的地位や障害、居住地など文化や言語以外の多様な要素を含めた。このことは、多文化教育とインクルーシブ教育とに跨る新たな研究領域を示したという点で意義があると考えられる。また、多様性に対応するために必要な教員の資質・能力を、一部の教員だけでなくすべての教員に必要な資質・能力として示したことや、これまで日本では研究の対象とされることが少なかったオーストラリアの教員養成に着目し、教員養成の研究に広がりをもたらしたことに意義を見出せるであろう。さらに、多様性に焦点を当てて教員養成カリキュラムを評価し、社会的公正の視点からこれを捉え直すことを試みた本研究には独自性が見られ、有意義だと考える。

本研究で得られた知見をもとに、今後は教員養成カリキュラムから教員養成プログラムに研究の範囲を広げ、教員養成に関わる制度全体について研究をさらに深める必要がある。また、教育政策を注視しながら学校教育の動向と関連づけて教員養成を検討し、公正の実現に向けた有効なカリキュラムモデルを構築することを今後の課題としたい。